

令和3・4年度 四国中央市建設工事等入札参加資格
審査申請書の提出について(提出要領)

令和3・4年度において四国中央市(水道局を含む)が発注する建設工事、測量、設計、建設コンサルタント、各種業務委託にかかる競争入札に参加を希望される方は、下記「申請書提出要領」により必要な書類を提出してください。

令和2年11月30日

四国中央市長 篠原 実

記

1. 受付期間 : 令和2年12月1日(火)～令和3年2月1日(月)まで。
ただし、閉庁日を除く。

2. 提出方法及び提出先

- ① 提出部数:1部
- ② 提出方法:郵送(郵便、信書便等)または持参のこと。
- ③ 提出先:四国中央市役所 財務部管理課 工事等契約係 (庁舎棟3階)
〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号
TEL:0896-28-6008

3. 入札参加資格の有効期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで(2年間)

4. 申請の種類等

(1)種類

① **建設工事**

四国中央市様式により申請すること。

※ (県内業者)…愛媛県内に主たる営業所又は「受任先」として申請する支店、営業所等を有する者は「県内業者」の申請書を使用すること。

※ (県外業者)…愛媛県外(上記以外)の業者は「県外業者」の申請書を使用すること。

② **測量・建設コンサルタント等業務**

測量、計量、設計・監理、地質調査、建設コンサルタント等の業務が対象。

四国中央市様式により申請すること。

③ **業務委託**

設備の保守点検、運転管理、清掃、警備、保険代行等の各種業務が対象。

四国中央市様式により申請すること。

(2)作成方法

*1 書類は、申請する種類ごとに次に示すA4紙製ファイル(2穴)に綴じ提出すること。

申請の種類	ファイルの色
①建設工事	青色 または 緑色
②測量・建設コンサルタント等業務	黄色 または クリーム色
③業務委託	赤色 または ピンク色

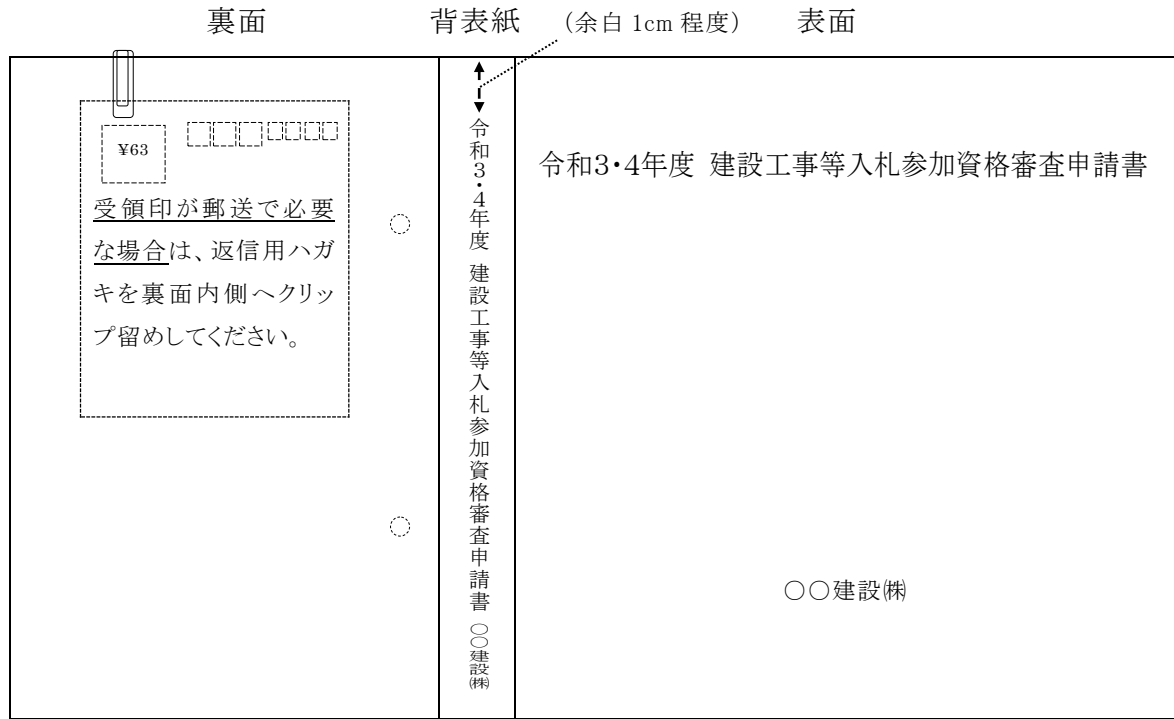
*2 ファイルの表紙と背表紙に、「表題」と「会社名」を記入すること。

表 題 : 【 令和3・4年度 建設工事等入札参加資格審査申請書 】

会社名 : 【 ○○建設 ㈱ 】, 【 ○○設計事務所 】 等

*3 申請書の受領印が郵送で必要な場合は、受領にかかる必要事項を記載した「返信用ハガキ」をファイル裏面内側へクリップ留めしておくこと。受領の後、押印送付いたします。(持参の申請で受領印が必要な場合は、様式は問いません。)

【提出ファイル作成例】



5. 申請資格要件

申請者は、次の各号のすべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 業務委託(設備の保守点検、運転管理、清掃、警備、保険代行等)の申請については、申請日において継続して1年以上営業していること。
- (4) 申請時点において、未納の税額がないこと。
- (5) 法令等の規定により許可、登録等を必要とする業務については、当該許可等を受けている者であること。
- (6) 建設工事に関し、社会保険等(健康保険、厚生年金保険、雇用保険(加入義務のない者は除く。))未加入業者でないこと。

6. 留意事項

- (1) 送達、未送達の問い合わせには、お答えしかねますのでご了承ください。
- (2) 提出書類について質問をする場合がありますので、書類控えを手元にお持ちください。
- (3) 各種証明書(写しを含む)の証明日は、要領による期限を守ってください。
- (4) 申請書提出後に変更事項が生じた場合は、速やかに「入札参加資格審査申請書変更届」を提出してください。
- (5) 申請内容に虚偽の記載等があった場合は、資格を承認せず、または資格を取り消すことがあります。
- (6) 「提出書類確認整理表」(提出不要)にて提出物のチェックを事前をお願いいたします。

7. 提出書類

(1) 建設工事

四国中央市様式で申請すること。

- ① 建設工事入札参加資格審査申請書 (県内業者) **県内【その1】～県内【その5】**
(県外業者) **県外【表紙】～県外【その2】**

※別紙「記入要領」を参考に、添付書類等に不備のないようにしてください。

- ② 営業所一覧表 (*項目を満たす場合は、自社様式でも可)

申請する事業所以外に営業所等が存在する場合、提出してください。

※営業所の名称、所在地、電話番号、郵便番号、許可を受けた建設業種、営業区域を満たすもの。

- ③ 工事経歴書(過去3ケ年分) (*自社様式でも可)

- ④ 建設業許可通知書の写し

- ⑤ 技術職員名簿(*自社様式でも可)

・(県内業者)は①建設工事入札参加資格審査申請書【その3】又は自社様式

・(県外業者)は自社様式

で提出してください。

- ⑥ 「履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)」の写し

⇒ 申請日から起算して過去3か月以内の証明日であること。

※ 個人事業者の場合は身分証明書の写し(本籍地の市町村役場で交付)

- ⑦ 定款の写し

提出は市内に本店・支店・営業所等を有する者又は今回初めて当市に資格審査申請書を提出する者に限る。それ以外の方は不要。

- ⑧ 納税証明書(写しあるいは原本)・・・申請時点で未納がないことの証明が必要。

○法人の場合

ア 法人税、消費税及び地方消費税(写し)

⇒ 申請日から起算して過去3か月以内の証明日であること。

イ 四国中央市が課税するすべての市税(法人市民税を含む)(原本)

⇒ 令和2年11月30日以降の証明日での原本であること。(写し不可)

○個人事業者の場合

ア 所得税、消費税及び地方消費税(写し)

⇒ 申請日から起算して過去3か月以内の証明日であること。

イ 四国中央市が課税するすべての市税(原本)

⇒ 令和2年11月30日以降の証明日での原本であること。(写し不可)

注1 新型コロナウイルス感染症を理由として、納税(徴収)猶予の措置を受けた者は、国税にあっては納税の猶予許可通知書(写し)又は納税証明書(その1)、市税にあっては申請日時時点で猶予期間中であることが確認できる書類を提出することで申請可能とします。

注2 法人税(個人事業者の場合は所得税)、消費税及び地方消費税の納税証明書は納税地を所轄する税務署にて交付。なお、法人は様式(その3の3)、個人は様式(そ

の3の2)の写しを提出のこと。

注3 市税の納税証明書は四国中央市役所市民窓口センターにて交付。(四国中央市での課税がない場合は不要。)

⑨使用印鑑届 (原本に限る。)

○法人の場合

原則として使用印は法務局に登録している印鑑を用いることとしてください。このときは、「使用印」「実印」欄ともに、法務局登録の印鑑を押印することとなります。

それ以外の印鑑を使用印として用いる場合は、「使用印」欄に当該印鑑を押印し、「実印」欄には法務局登録の印鑑を押印してください。

○個人事業者の場合

原則として使用印は実印を用いることとしてください。このときは、「使用印」「実印」欄ともに、実印を押印することとなります。

それ以外の印鑑を使用印として用いる場合は、「使用印」欄にその使用印を押印し、「実印」欄には実印を押印してください。

⑩印鑑登録証明書の写し

⇒ 申請日から起算して過去3か月以内の証明日であること。

- 法 人 : 法務局が発行するもの
- 個人事業者 : 市町村長が発行するもの

⑪経営事項審査結果通知書・総合評定値通知書の写し

申請日の前1年7ヶ月以内の決算日を審査基準日として受審したもので、最新のものの写しを添付すること。

※ 建設業法施行規則附則「新型コロナウイルス感染症に係る経営事項審査の受審の特例」の対象である場合は、次の2点の書類を提出してください。

- ・審査基準日が平成30年10月29日以降の同通知書(直近のもの)の写し
- ・許可行政庁に提出した特例措置の対象であることが確認できる書類(受付印が押印されたもの)の写し

⑫建設業退職金共済組合加入証明などの退職金共済に関する証明書の写し

⑬年間委任状(*自社様式でも可)

入札・契約等に係る権限を支店・営業所等に委任する場合に提出すること。委任期間は委任を行う日から令和5年3月31日までとすること。

建設工事、以上

(2) **測量・建設コンサルタント等業務**

四国中央市様式で申請すること。

- ① 建設工事等入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等
コンサル【表紙】【その1】【その2】)

※別紙「記入要領」を参考に、添付書類等に不備のないようにしてください。

- ② 測量等実績調書 (直前2年間分) (自社様式でも可)

- ③ 技術者経歴書 (現況報告書又は自社様式でも可)

- ④ 営業所一覧表 (自社様式)

申請する事業所以外に営業所等が存在する場合、提出してください。

- ⑤ 登録証明書の写し (現況報告書でも可)

- ⑥「履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)」の写し

⇒ 申請日から起算して過去3か月以内の証明日であること。

※ 個人事業者の場合は「身分証明書」(本籍地の市町村役場で交付)の写し

- ⑦ 定款の写し

提出は市内に本店・支店・営業所等を有する者又は今回初めて当市に資格審査申請書を提出する者に限る。それ以外の方は不要。

- ⑧ 財務諸表類 (直前1年度分)

- ⑨ 納税証明書(写しあるいは原本)・・・申請時点で未納がないことの証明が必要。

○法人の場合

ア 法人税、消費税及び地方消費税(写し)

⇒ 申請日から起算して過去3か月以内の証明日であること。

イ 四国中央市が課税するすべての市税(法人市民税を含む)(原本)

⇒ 令和2年11月30日以降の証明日での原本であること。(写し不可)

○個人事業者の場合

ア 所得税、消費税及び地方消費税(写し)

⇒ 申請日から起算して過去3か月以内の証明日であること。

イ 四国中央市が課税するすべての市税(原本)

⇒ 令和2年11月30日以降の証明日での原本であること。(写し不可)

注1 新型コロナウイルス感染症を理由として、納税(徴収)猶予の措置を受けた者は、国税にあっては納税の猶予許可通知書(写し)又は納税証明書(その1)、市税にあっては申請日時点で猶予期間中であることが確認できる書類を提出することで申請可能とします。

注2 法人税(個人事業者の場合は所得税)、消費税及び地方消費税の納税証明書は納税地を所轄する税務署にて交付。なお、法人は様式(その3の3)、個人は様式(その3の2)の写しを提出のこと。

注3 市税の納税証明書は四国中央市役所市民窓口センターにて交付。(四国中央市での課税がない場合は不要。)

⑩使用印鑑届（原本に限る。）

○法人の場合

原則として使用印は法務局に登録している印鑑を用いることとしてください。このときは、「使用印」「実印」欄ともに、法務局登録の印鑑を押印することとなります。

それ以外の印鑑を使用印として用いる場合は、「使用印」欄に当該印鑑を押印し、「実印」欄には法務局登録の印鑑を押印してください。

○個人事業者の場合

原則として使用印は実印を用いることとしてください。このときは、「使用印」「実印」欄ともに、実印を押印することとなります。

それ以外の印鑑を使用印として用いる場合は、「使用印」欄にその使用印を押印し、「実印」欄には実印を押印してください。

⑪印鑑登録証明書の写し

⇒ 申請日から起算して過去3か月以内の証明日であること。

○法人：法務局が発行するもの

○個人事業者：市町村長が発行するもの

⑫年間委任状（自社様式でも可）

入札・契約等に係る権限を支店・営業所等に委任する場合に提出すること。委任期間は委任を行う日から令和5年3月31日までとすること。

測量・建設コンサルタント等業務、以上

(3) **業務委託**

四国中央市様式で申請すること。

※該当がない様式(ページ)も「該当なし」と記載し、必ず全ページを提出すること。

① 競争入札参加資格審査申請書(業務委託) **様式1**

② 事務所等の所在地見取図 **様式2**

③ 競争入札参加希望業種調査表 **様式3-1**

経営状況等調査表 **様式3-2** 及び **様式3-3**

④ 委託業務実績調書 **様式4**

⑤ 業者調書 **様式5-1**及び **様式5-2**

⑥ 有資格者名簿 **様式6**

⑦ 営業用機械器具等保有調書 **様式7**

⑧ 使用印鑑届 (原本に限る。)

○法人の場合

原則として使用印は法務局に登録している印鑑を用いることとしてください。
このときは、「使用印」「実印」欄ともに、法務局登録の印鑑を押印することとなります。

それ以外の印鑑を使用印として用いる場合は、「使用印」欄に当該印鑑を押印し、「実印」欄には法務局登録の印鑑を押印してください。

○個人事業者の場合

原則として使用印は実印を用いることとしてください。このときは、「使用印」「実印」欄ともに、実印を押印することとなります。

それ以外の印鑑を使用印として用いる場合は、「使用印」欄にその使用印を押印し、「実印」欄には実印を押印してください。

⑨ 年間委任状 (自社様式でも可)

入札・契約等に係る権限を支店・営業所等に委任する場合に提出すること。委任期間は委任を行う日から令和5年3月31日までとすること。

⑩ 納税証明書(写しあるいは原本)・・・申請時点で未納がないことの証明が必要。

○法人の場合

ア 法人税、消費税及び地方消費税(写し)

⇒ 申請日から起算して過去3か月以内の証明日であること。

イ 四国中央市が課税するすべての市税(法人市民税を含む)(原本)

⇒ 令和2年11月30日以降の証明日での原本であること。(写し不可)

○個人事業者の場合

ア 所得税、消費税及び地方消費税(写し)

⇒ 申請日から起算して過去3か月以内の証明日であること。

イ 四国中央市が課税するすべての市税(原本)

⇒ 令和2年11月30日以降の証明日での原本であること。(写し不可)

注1 新型コロナウイルス感染症を理由として、納税(徴収)猶予の措置を受けた者は、国税にあっては納税の猶予許可通知書(写し)又は納税証明書(その1)、市税にあっては申請日時点で猶予期間中であることが確認できる書類を提出することで申請可能とします。

注2 法人税(個人事業者の場合は所得税)、消費税及び地方消費税の納税証明書は納税地を所轄する税務署にて交付。なお、法人は様式(その3の3)、個人は様式(その3の2)の写しを提出のこと。

注3 市税の納税証明書は四国中央市役所市民窓口センターにて交付。(四国中央市での課税がない場合は不要。)

⑪「履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)」の写し

⇒ 申請日から起算して過去3か月以内の証明日であること。

※個人事業者の場合は「身分証明書」(本籍地の市町村役場で交付)の写し

⑫定款の写し

提出は市内に本店・支店・営業所等を有する者又は今回初めて当市に資格審査申請書を提出する者に限る。それ以外の方は不要。

⑬印鑑登録証明書の写し

⇒ 申請日から起算して過去3か月以内の証明日であること。

○法人 : 法務局が発行するもの

○個人事業者 : 市町村長が発行するもの

業務委託、以上